

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2017 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「掛金の拠出方法」です。

第 4 講 「掛金の拠出方法」

（確定拠出年金法第 19 条 2017 年度版条文集 P42 ほか）

※今回の講座の内容には、2018 年 5 月に施行される条文が含まれているため、2017 年度条文集とは一部異なる箇所があります。2018 年 5 月施行の条文は総務省の法令検索（e-Gov）などで確認することができます。

確定拠出年金の掛金は、企業型年金、個人型年金ともに年 1 回以上、定期的に拠出します（確定拠出年金法第 19 条、第 68 条など）。

従来は月単位で拠出することとされていましたが、2018 年 1 月 1 日より年単位の拠出に改正されました。「年 1 回以上」が条件となるため、年 1 回の拠出だけでなく、これまで通りの毎月拠出する方法をはじめその他の拠出方法も可能となりますが、具体的にどのような拠出方法が認められるのかは、確定拠出年金法施行令（以下「施行令」）や法令解釈に委ねられます。

まず、施行令等の内容を読み解く上で知っていると便利な用語を確認しましょう。

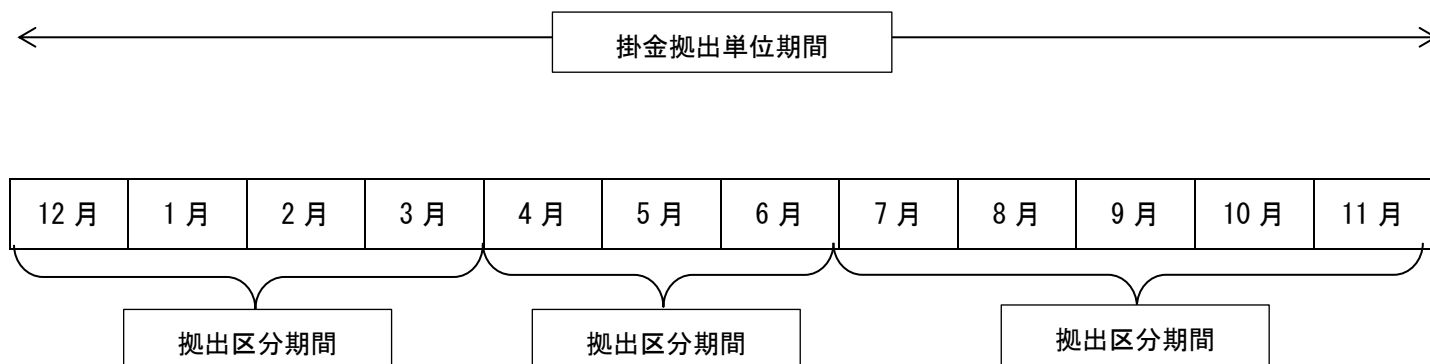
- ・「掛金拠出単位期間」…原則として 12 月から翌年 11 月までの 12 か月のことをいいます。ただし、この間に、加入者資格を取得した場合は取得月から起算し、加入者資格を喪失した場合は喪失した月の前月までの期間が掛金拠出単位期間となります。
- ・「拠出区分期間」…掛金拠出単位期間を月単位で区分した期間のことです。

それでは、条文の内容を確認してみましょう。

施行令では、第 10 条の 2、第 10 条の 4（2018 年 4 月末までは第 10 条の 3、2017 年度版条文集では第 10 条の 3 となっています）、第 35 条、第 35 条の 2（2018 年 5 月施行、2017 年度版条文集未掲載）に、企業型年金または個人型年金の加入者掛金及び事業主掛金の拠出方法について定められています。いずれも基本的な内容は同じで、掛金の拠出は、原則として加入者期間の計算の基礎となる期間について、「掛金拠出単位期間」を単位として拠出すると定められています。そのうえで、ただし書以下で、企業型年金規約もしくは個人型年金規約の定めに基づいて、掛金拠出単位期間を区分して、区分した期間（拠出区分期間）ごとに拠出することができるとあります。このただし書によって、年 1 回の拠出だけでなく、複数回に分けた拠出が可能であることが裏付けられるわけです。

また、掛金拠出単位期間を拠出区分期間に分ける際は、法令解釈第 1－2 などによって月単位で区分することが求められますが、企業型年金では、それ以外には区分方法に関する規制はないため、労使の合意に基づいて柔軟な区分が可能になるといえます。例えば、確定拠出年金 Q & A（厚生労働省）によれば、拠出区分期間は、掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分しなくてもよいとあります（Q & A 69）。例えば、12 月から翌年 3 月までの 4 か月間、4 月から 6 月までの 3 か月間、7 月から 11 月までの 5 か月間といった区分けも可能ということです（次ページの図を参照）。

【拠出区分期間の例】



また、マッチング拠出を実施している場合は、事業主掛金の拠出区分期間と加入者掛金の拠出区分期間を一致させなくても良いとあります（Q & A 71-17）。ただし、この場合でも、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないようにしなければなりません。具体的には、加入者が掛金を拠出する都度、掛金拠出単位期間にそれまで加入者が拠出した掛金の累計が、事業主掛金の累計を超えないようにする必要があります（Q & A 71-5）。

なお、個人型年金では、実態としては、基本的に毎月掛金を納付する取り扱いになっていますが、加入者が掛金拠出単位期間を任意に区分して、拠出区分期間ごとに掛金を拠出することができます。この場合、加入者はあらかじめ掛金拠出の年間計画をたてる必要があり、計画を立てる際は、11月では必ず区切る必要があります（個人型年金規約第71条）。これは、後に述べる納付期限との関係で、掛金拠出単位期間の掛金を、その年の12月26日までに支払う必要があることによるものです。

また、個人型年金で、2018年5月に施行される中小事業主掛金納付制度が行われる場合は、中小事業主掛金は、個人型年金加入者の拠出区分期間に合わせて拠出する必要があります（施行令35条の2）。つまり、企業型年金とは異なり、あくまでも、加入者が掛金を拠出したときに上乗せして拠出する必要があるということです。

このようにして拠出された掛金は、企業型年金の場合は企業型年金規約で定める日までに資産管理機関に、個人型年金の場合は個人型年金規約で定めるところにより国民年金基金連合会に納付します。企業型年金の場合は、事業主掛金、加入者掛金ともに事業主が納付します（確定拠出年金法第21条、第21条の2）。個人型年金の場合は、第1号加入者（自営業者等）、第3号加入者（専業主婦等）については加入者が納付し、第2号加入者（会社員等）については、加入者が納付するほか、給与天引きにより事業主を介して納付する方法があります（確定拠出年金法第70条）。この点、加入者が給与天引きを希望した場合は、事業主は必要な協力をしなければなりません（確定拠出年金法第78条）。ただし、個人型年金加入者が1年分の掛金をまとめて納付することを希望する場合で、納付額が給与支払い額を上回るときは、事実上給与天引きによる対応はできないので注意が必要です。

企業型年金の場合の規約で定める日は、掛金拠出単位期間の最後の月の翌月の初日から末日まで（つまり12月1日から31日までの間）で、拠出区分期間に区分けするときは、拠出区分期間の最後の月の翌月の初日から末日までにする必要があります。掛金拠出単位期間または拠出区分期間の途中で加入者資格を喪失した場合は、加入者資格を喪失した日から、その日の属する月の翌月の末日までとなります（確定拠出年金法施行令第6条）。

個人型年金の場合の規約で定めるところによる納付とは、拠出区分期間の最後の月の翌月の26日、または、1年分の掛金をまとめて納付する場合は12月26日に振替により納付することです（個人型年金規約第76条）。

掛金の年単位化に伴い、従来よりも拠出方法や納付期限の定めが複雑になっています。法令だけでは判断が難しい場合もあるので、法令解釈やQ & Aも参照すると良いでしょう。

今回は、「中小事業主掛金納付制度」です。